

和魂があるといふことを、根抵として考へて行くが宜いと思ふ。

教育勅語はどちらをお採りになつて居るかといへば、「智能を啓發し「德器を成就し」といふ事は如何にも東洋的思想から見て居られるので、これは和魂を認め、明徳を認め、佛性を認められて居る、西洋で言ふやうな本能ナンといふことは決して勅語に於ては是認なさつて居らぬと思ふ。それ故に學者と雖も學問が自由だといつて、勅語の道徳的教化の聖旨に反するやうな學說を眞面もなく吐くことは、勅語を遵奉せざる者と言ふべきである。人間の本性を間違へたやうな思想は之を採用すべきでない。

五、文明目的律

次に文明目的律であります。凡そ物事を判断するに方つては文明の目的を大體に定めて、それに違反する行爲は惡なり、その目的に逆つてそれを完成することは善なりとして行かなければならぬ。然らば文明の目的とはどうかといへば、いろ／＼議論もありますけれども、左程に難かしい事とも思ひませぬ、要するに正義と打建て、相互の幸福を保全し、所謂文明の選擇と共にするといふこととてありますか故に、大體は人間の幸福は物質精神の兩方面が調節されて進んで行き、さうして自他協力して、互ひに相倚り相扶けて行くといふとが文明の目的であらうと思ふ、その場合には今のやうに利益を相争うて階級の戦争をしなければ文明が進まぬとか、或は外交に於ても種々なる權謀術數を事とし、或は又白哲人種は優等人種であつて、有色人種は劣等なるものであると云つて、人類に差等を設け、さうして白哲人種のみ或る特權を有するが如き解釋を爲すは、これは文明目的律に違反したる所の思想であります。如何なる者と雖もこの文明の目的に違反することを許さぬ、それ故に勅語に於ても

之ヲ古今ニ通ジテ謬ラズ、之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ
と仰せられた、これは或る教育者が考へて居るやうな固陋な偏よつた國民道德だけを